

電子申請届出システムの利用準備段階の実例紹介

- 岡山県

岡山県のご紹介

岡山県は、「晴れの国おかやま」の愛称で親しまれており、日本で一番晴れの日(降水量1mm未満の日)が多い県です。「桃太郎」や「白桃・マスカット」などの果物のイメージが強いですが、日本三名園の1つ「後樂園」や「倉敷美観地区」、「蒜山(ひるぜん)」、「美作三湯」など魅力がいっぱいです。最近では、移住される方も増えています。そんな「晴れの国おかやま」のことを知ってみませんか。

人口:1,830,621人(令和6年10月1日現在)

高齢者人口/高齢化率:553,542人/31.4%(令和6年10月1日現在)

要介護認定者数/認定率:122,139人/21.2%(令和6年3月31日現在)

所管する事業所数:6,724事業所(令和7年4月1日現在)

(岡山市、倉敷市、新見市の3市を除く居宅・施設・介護予防サービス)

本システムの利用準備段階における具体的な進め方

導入手順の全体像

ネットワーク環境の確認①	LGWANの疎通確認、各自治体の画面カスタマイズのためのマスタ情報の登録
電子申請を可能とする 条例・規則等の見直し	法令担当部署等に確認した結果、別途改正なしで介護保険法施行規則を根拠として受け付ける 方向に整理（令和6年9月の伴走支援に参加）
GビズIDの取得	（取得あり）
必要添付書類の見直し	（見直しなし）
ネットワーク環境の確認②	本番運用開始前の令和6年11月頃にテスト利用を実施し、申請から受付までの操作を確認
業務フロー等の見直し	介護保険法上の申請を対象として、本システム利用開始後の指定申請・届出の受付フローの見 直しを実施
事業所への周知	本システムの利用開始について管内介護事業所・施設へ周知

本システムの利用準備段階における具体的な進め方

利用準備段階で実施した事項

○利用環境の整備

⇒実際にシステム上で申請データを入力し、受付の操作までのテストを実施した。
テストデータについては削除した上で、受付を開始した。

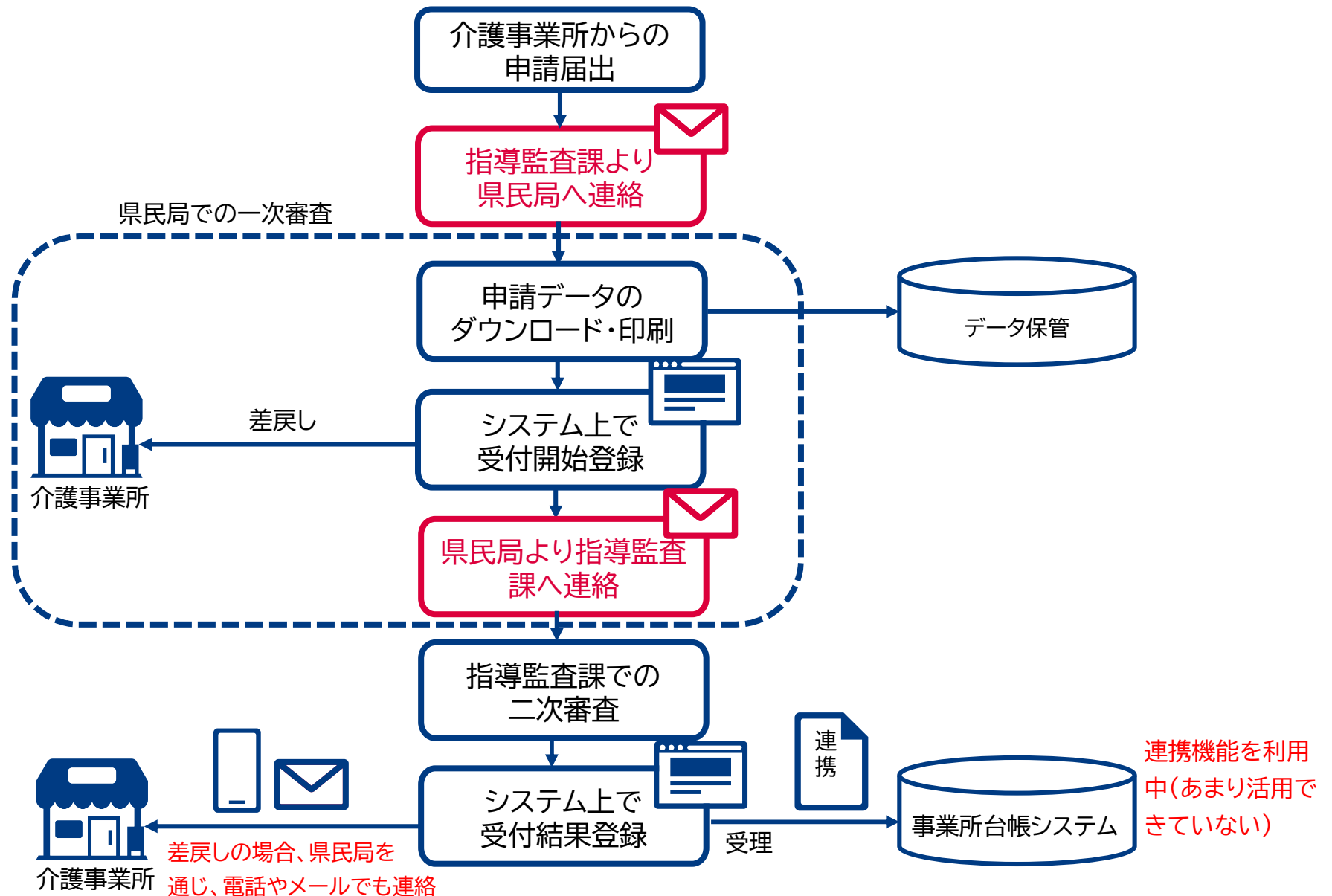
○条例・規則等の改正

⇒電子的方法による申請等の受付を可能とする条例はなかったが、介護保険法施行規則を根拠として電子申請を受け付けても良いか担当課に確認。適用可能であり、改正等は不要だった。

○業務フローの整理

⇒電子申請を想定した業務フロー図を作成し、各担当者間の共通認識を図った。

本システムを利用した業務フローの流れ



本システムの利用準備段階における具体的な進め方

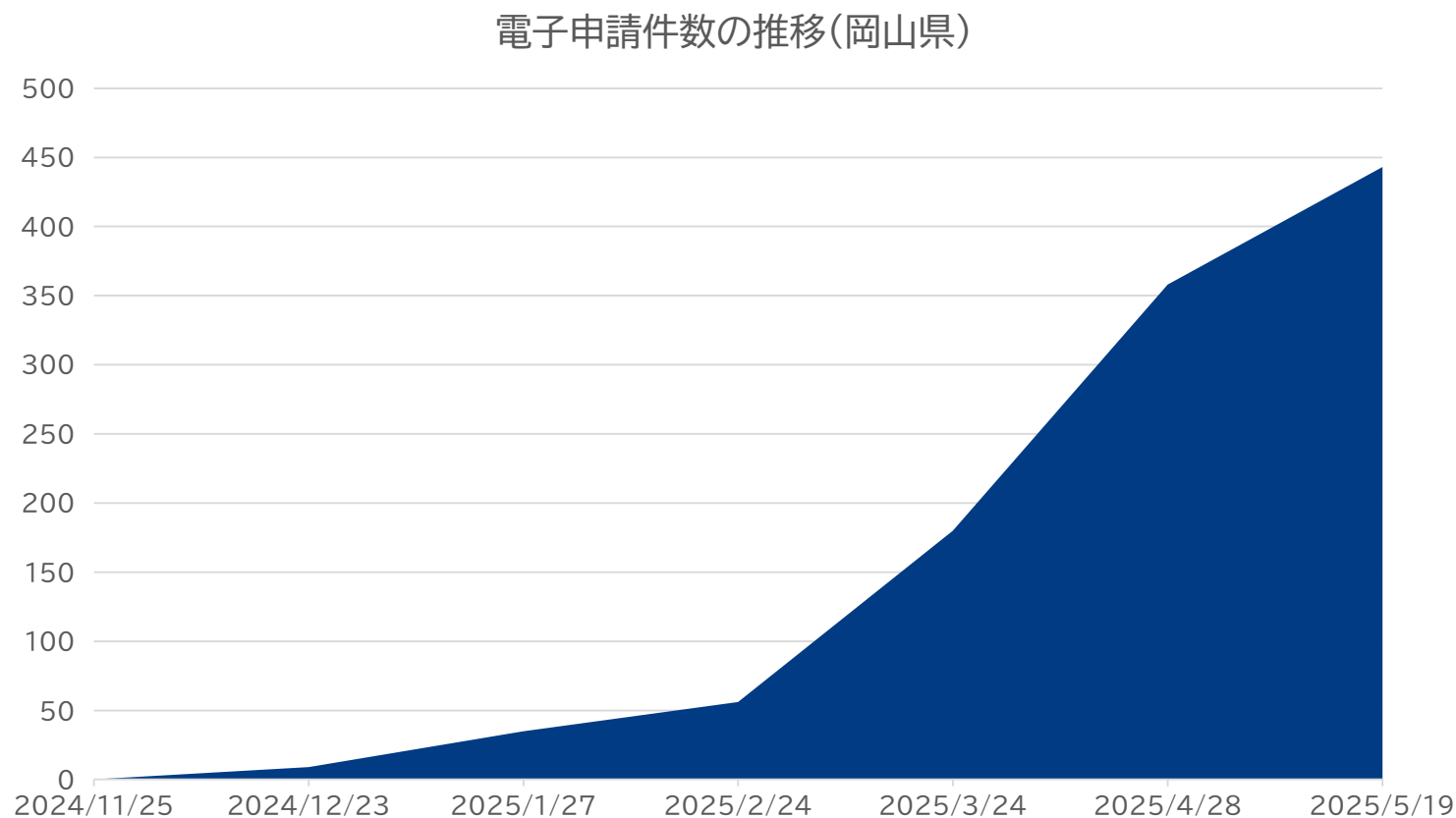
事業所への対応

○全体に向けた周知

- ⇒県のホームページ上で、電子申請の受付開始に関する周知を行った。
- ⇒電子申請の受付開始に関して周知する事務連絡を各事業者に対して発出した(電子メールにて送付)。
- ⇒事業者集団指導において電子申請システムによる申請を原則とする旨の指導を実施した。
- ⇒県のホームページ上に掲載している申請の手引きに、電子申請システムによる申請を原則とすることを記載した。

現在の電子申請の受付状況

- 令和6年12月から電子申請の受付を開始した。
- 令和7年2月までは約50件だった件数が、5月には約450件まで顕著に件数が伸びている。



電子申請・届出システムを利用した感想、課題

感想

○差戻し⇒再提出の流れがシステム上で完結するため、補正作業が発生する場合のやり取りがスピーディー。

課題

○申請通知メールの宛先が1つしか指定できないため、各担当者や県民局等への連絡作業が別途必要となる。

○申請書類等を別に保管しておかなければならないのが手間に感じる。

○新規指定申請等、提出書類が多数ある申請については、画面上での審査がしづらいため、プリントアウトして審査をしている現状がある。

○台帳システムとの連携機能について、報酬体制情報は依然として手入力が必要であったり、取り込んだ内容の確認や修正が必要な場合があるため、あまり活用できていない。

電子申請届出システムの利用準備の実例紹介

- 山口県平生町



山口県平生町のご紹介

平生町は、山口県の東南部、室津半島の西に位置し、大星山(標高438メートル)、箕山(標高400メートル)を中心とした丘陵地帯と、平生平野を中心とした平野部から成っています。西に田布施川を挟んで田布施町、北と東は田布路木、室津半島の稜線伝いに柳井市と接し、南は半島なかばで上関町と境を分けています。室津半島の西に位置する熊毛群島のうち、佐合島が本町に属し、また18.2キロメートルに及ぶ海岸線は波静かで陽光に恵まれており、瀬戸内海国立公園の一端を形成、豊かな自然環境を有しています。気候は年間を通じて雨の少ない、いわゆる瀬戸内海式気候に属しています。

人口:10,576人(令和7年6月30日現在)

高齢者人口/高齢化率:4,439人/41.97%

要介護(支援)認定者数/認定率:787人/17.73%

所管する事業所数:27事業所

(地域密着型サービス、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、総合事業)

R5年度の届出受理件数:38件



本システムの利用準備段階における具体的な進め方

導入手順の全体像

令和6年9月～令和7年3月までの伴走支援に参加

ネットワーク環境の確認①

LGWANの疎通確認、各自治体の画面カスタマイズのためのマスタ情報の登録

電子申請を可能とする
条例・規則等の見直し

令和6年4月1日に指定等に関する規則改正を行い、介護保険法施行規則を根拠として受け付ける方向に整理

GビズIDの取得

(取得無し)

必要添付書類の見直し

(見直し無し)

ネットワーク環境の確認②

申請担当者の端末より事前にシステムへのアクセスを確認

業務フロー等の見直し

介護保険法上の申請を対象として、本システム利用開始後の指定申請・届出の受付フローの見直しを実施

事業所への周知

本システムの利用開始について管内介護事業所・施設へ周知

本システムの利用準備段階における具体的な進め方

利用準備段階で実施した事項

○業務フローの見直し

⇒電子申請の利用開始後の業務フローについて見直しを行う際には、なるべく紙を減らすように電子化を行う方向で検討した。

電子申請前

審査・決裁の際には電子と紙を併用

保管する文書は紙で保管

事業所台帳システムへの登録のため、国保連合会のシステムで作成したデータを県へ進達

電子申請後

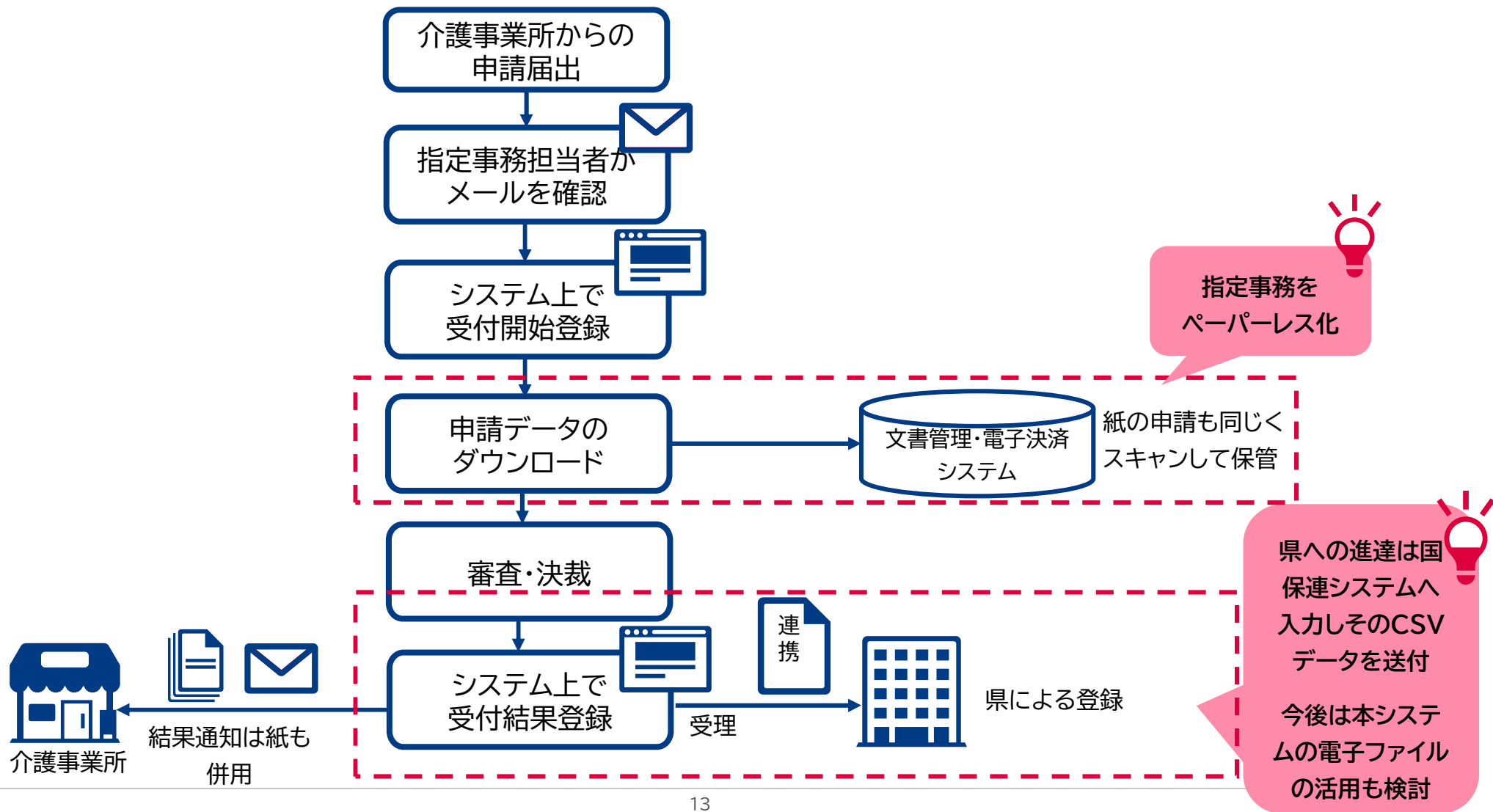
電子ファイルで審査・決裁

紙申請(PDF化)・電子申請分全体を電子保管

国保連合会のシステムで作成したデータを県へ進達

本システムを利用した業務フローの流れ

- 本システムを利用した業務フローについては以下のとおり。



本システムの利用準備段階における具体的な進め方

事業所への対応

○全体に向けた周知

⇒ 2 か月に 1 回実施している町内介護事業者連絡会において、電子申請届出システムの概要を説明した上で、その利用を令和 7 年 4 月から開始する予定である旨を周知した。令和 7 年 3 月に、厚生労働省が作成している資料を活用し、システム運用を開始する文書を町内事業者に対して、メールで送付周知した。

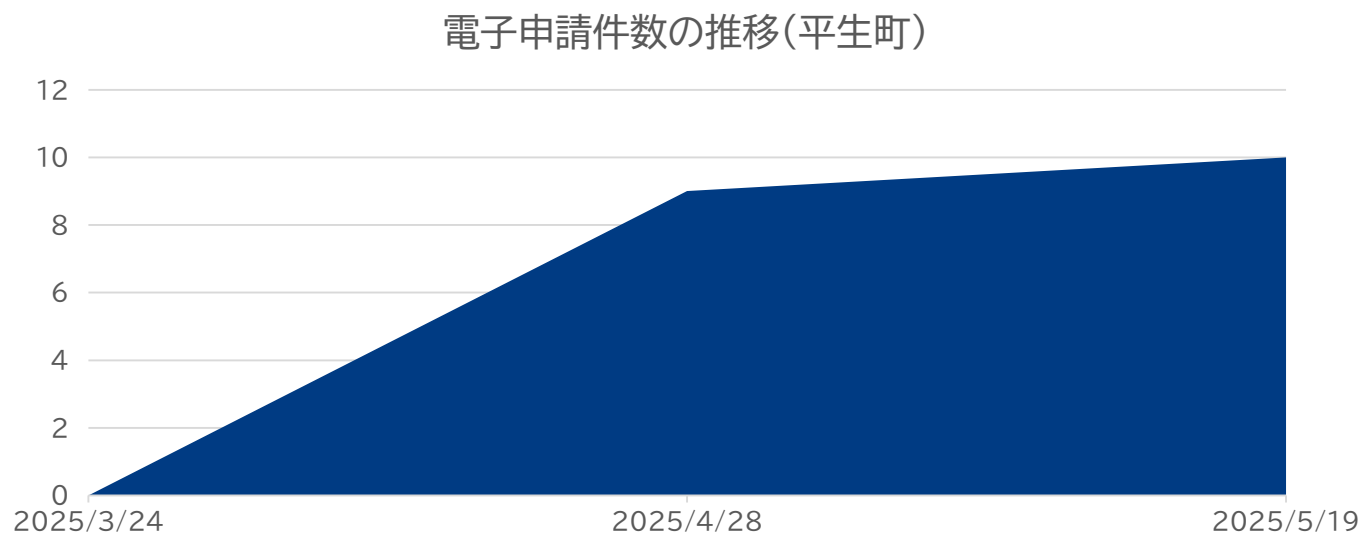
隣接町と同時期に運用開始することで事業所の混乱とならないよう努めた。

○個別支援

⇒ 特に実施していない。

現在の電子申請の受付状況

- 令和7年3月から電子申請の受付を開始し、4月は9件、5月は1件の電子申請があった。
- 申請の内訳は、更新申請1件(町外)、加算変更6件(町内2件、町外4件)、運営規定変更(町外3件)。



本システムを利用した感想、課題

- 原則、システムを使用して申請・届出をしてもらうこととしているが、現在もメールや持参の方が多い。システムの利用促進のために更なる支援が必要。
- 町担当者においても、システムの導入には抵抗があり、利用開始までの準備や手続は難しいというイメージを持っていたが、伴走支援を活用したり、厚生労働省が作成した資料に沿って実施することで、スムーズに利用開始できた。
特に、GビズIDの取得が必須と勘違いしていたが、伴走支援を通じてそういった誤解や勘違いをなくすことができた。また、伴走支援に参加する中で他市町の状況を知ることができたことも非常に有益であった。